

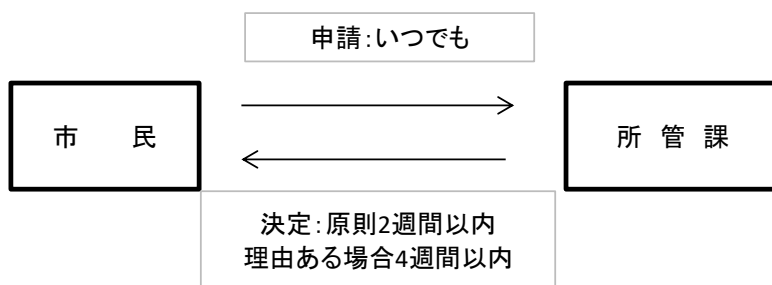
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 16

処 分 名	保護の変更の決定	
処 分 の 概 要	生活保護の変更を決定する。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号)	
条 項	第24条第9項	
所 管 課	生活福祉総務課、生活福祉業務第1課及び生活福祉業務第2課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	約2週間	
標準処理期間	計	約2週間
審査基準	<p>生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日告示第158号)、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付発社第123号)、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号)及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号)に定める基準に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>生活保護法 (申請による保護の開始及び変更) 第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。 一～五 省略 2 省略 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。 5 第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にならなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。 6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。 7 保護の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。 8 省略 9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。 10 省略 (昭二六法一六八・平二五法一〇四・一部改正)</p> <p>生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日告示第158号) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付発社第123号) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。